官報
大蔵省印刷局発行
明治二十五年二月二十一日　日刊（日曜休日休刊）
第三種郵便物認可
付録資料版（毎週水曜）

目次

省令
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林三七）　一

告示
○日本国籍を離脱した件（法務二四七）　一
○社債等登録法施行規則第三条第一項の規定による外国法人の発行する債券を指定する件（法務・大蔵六〇）　一
○政府間海事協議機関条約のパブア・ニューギニア等による受諾に関する件（外務一六七）　一
○千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約のパブア・ニューギニアによる受諾に関する件（同一六八）　一
○記念物を天然記念物に指定する件（文部一三八）　二
○史跡吉谷蝦跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁一二）　二
○名勝檜木内川堤（サクラ）を管理すべき地方公共団体を指定する件（同一三）　二
○植物防疫所の支所及び出張所の名称、位置及び所掌事務を定める等の件の一部を改正する件（農林七六二）　二
○計量器の型式を承認した件（通産三四八）　二
○郵便局を移転する件（郵政五三七）　二
○道路に関する件（建設一一二二～一一二三）　二
○通常の火災時の加熱に耐える性能を有するはり等の構造として指定した件（同一一二四～一一三七）　二

人事異動
文部省　二
皇室事項　二
官庁報告　二
官庁事項　二
消防設備点検資格者講習の実施に関する公示（消防庁）　二
労働　二
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（労働省）　二
国家試験　二
昭和五十一年度土地改良換地士資格試験の実施について（農林省）　二
昭和五十一年度秋季における海技大学校通信教育部に入学させる者の数及び入学出願手続に関する事項の公示（運輸省）　二
公聴会　二
ガス供給規程の変更の認可についての公聴会の開催（通商産業省）　二
公告　二
官庁（財団関係）　二
裁判所（相続・禁治産・公示催告・破産・更生関係）　二
地方公共団体（公債催告・行旅死亡人関係）　二
公共企業体等（住宅債券発行・道路債券・日本銀行毎旬報告・厚生年金関係）　二
会社その他　二

省令

○農林省令第三十七号
植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第六条第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
昭和五十一年七月二十六日
農林大臣　安倍晋太郎
植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項第一号中「釧路」を「留萌、釧路」に改め、「佐伯」の下に「、細島」を加え、同条第二項中「大豆その他油脂原料（船積貨物に限る。）については第二号に掲げる港」を削り、「第三号」を「第二号」に改め、同項第一号中「、細島」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「、留萌」及び「、細島」を削り、同号を同項第二号とする。
附　則
この省令は、昭和五十一年八月一日から施行する。

告示

○法務省告示第二百四十七号
左記の者は、国籍法第十条の規定によつて日本国籍を離脱した。
昭和五十一年七月二十六日
法務大臣　稲葉　修
本籍　岡山県倉敷市児島田の口一丁目二百三十三番地
住所　同県玉野市字野八丁目十三番十四号
山根香織　昭和四十八年二月七日生
本籍　東京都大田区蒲田二丁目二十八番八号
住所　東京都大田区大森南二丁目三百三十番地
平林かほる　昭和三十二年六月十二日生
本籍　静岡県清水市尾羽三百五十三番地
住所　大阪市生野区鶴橋一丁目二番十二号
杉山延榮　昭和二十七年一月一日生
本籍　横浜市港北区綱島西三丁目八十一番地
住所　横浜市港北区綱島西三丁目十九番十四号
島村貞江　昭和三十三年二月十二日生
本籍　東京都板橋区舟渡三丁目五番地
住所　東京都荒川区東尾久八丁目二十六番十号
杉田和子　昭和二十七年三月一日生
本籍　香川県坂出市元町四丁目千五百三番地第一
住所　大阪市生野区勝山北五丁目一番二十四号
力万三津子　昭和四十年四月二十八日生
力万京子　昭和四十二年四月二十二日生
力万名津恵　昭和四十四年六月二十一日生
力万真佐子　昭和四十七年五月十日生
本籍　山口県萩市三見三千三百四十五番地の二
住所　右同
中村信男　昭和五十一年一月二十九日生

○法務省告示第六十号
○大蔵省告示第六十号
社債等登録法施行規則（昭和十七年大蔵司法省令第一号）第三条第一項の規定による外国法人の発行する債券を次のように指定する。
昭和五十一年七月二十六日
法務大臣　稲葉　修
大蔵大臣　大平　正芳
債券の名称
第一回欧州投資銀行円貨債券（一九七六）

○外務省告示第百六十七号
次に掲げる各国の政府は、昭和二十三年三月六日にジュネーヴで作成された「政府間海事協議機関条約」の受諾書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。よつて、これらの国は、同条約第六条及び第五十七条の規定に従い、それぞれ、その国の受諾書の寄託の日に同条約の締約国となり、政府間海事協議機関の加盟国となつた。
パブア・ニューギニア　昭和五十一年五月六日
ジャマイカ　昭和五十一年五月十一日
バングラデシュ人民共和国　昭和五十一年五月二十七日
（昭和五十一年六月七日付け及び同年六月八日付け国際連合事務総長書簡）
昭和五十一年七月二十六日
外務大臣　宮澤　喜一

○外務省告示第百六十八号
パブア・ニューギニア政府は、昭和三十五年六月十七日にロンドンで作成された「千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約」の受諾書を昭和五十一年五月十八日に政府間海事協議機関に寄託した。よつて、同条約は、その第十一条の規定に従い、昭和五十一年八月十八日にパブア・ニューギニアについて効力を生ずる。
（昭和五十一年五月二十五日付け政府間海事協議機関事務局長回覧）
昭和五十一年七月二十六日
外務大臣　宮澤　喜一